

近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会・会則

第1章 総 則

第1条 本会は近畿大学附属広島高等学校東広島校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 同窓会会員名簿の発行
2. 同窓会誌の発行
3. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 本会は本部並びに事務局を母校に設置する。また必要に応じて支部を地域あるいは職域に設けることができる。

第2章 会 員

第5条 本会は通常会員と特別会員をもって組織する。

1. 通常会員

- ① 近畿大学附属福山高等学校東広島校舎、近畿大学附属東広島高等学校及び近畿大学附属広島高等学校東広島校の卒業生
- ② 前項の学校に在籍したもので幹事会の議を経た者。

2. 特別会員

母校の教職員及び母校教職員であった者。

第6条 本会の通常会員は入会に際し終身会費を納入しなければならない。その金額及び納入方法は別に定める。

第7条 第3条の事業を行うために必要あるときは、幹事会の議を経て、臨時会費及び、寄付を求めることができる。

第3章 役 員

第8条 本会に次の役員を置くこととする。

名誉会長（母校学校長を推戴する）

会 長 1名 副 会 長 2名

幹 事 長 1名 事 務 局 長 1名

書 記 2名 会 計 2名

会計監査 若干名 幹 事 若干名

本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。また必要に応じて委員会を設けることができる。

第9条 会長、副会長、幹事長、書記、会計及び会計監査は、名誉会長が任命する役員選考委員会により選出し、総会の承認をもって決定する。

第10条 幹事は、会長、副会長及び幹事長により選出する。顧問、相談役及び参与は会長が委嘱する。委員会の委員は会長が委嘱する。

第11条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし名誉会長、顧問、相談役及び参与はこの限りでない。また役員の再任は防げないものとする。

第12条 会長は本会を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代行する。幹事長は会務を処理する。書記は本会の事務処理及び議事録の作成・管理に努める。会計は会計事務を処理する。会計監査は本会の会計を監査し、その正否を定時総会に報告する。事務局長は事務局の運営を処理する。

第13条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は会務の諮問に応ずる。

第14条 委員会は会長の諮問に応じてその会務を処理する。

第4章 会 議

第15条 定時総会は会務の報告及び会員相互の親睦を図るために定期的に開催する。予算承認委員会は定時総会を開催しない年度において1回開催する。

なお、会長が定時総会の開催が必要と認めた場合は、この限りではなく開催することとする。

また、次の事項はその定時総会または予算承認委員会において承認を得なければならない。

1. 前年度の決算及び事業報告
2. 新年度の予算及び事業計画
3. その他の必要と認められる事項

第16条 幹事会は本会の運営を協議するため、必要に応じて開催する。その召集は会長が行う。

第17条 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

第18条 会議の議長はその会議において選出する。

第5章 会 計

第19条 本会の運営は終身会費、寄付、その他の収入によりこれを行う。

第20条 本会の会計並びに事業の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月

31日に終わる。

第6章 支 部

第21条 支部の設置に関しては会長の承認を得なければならない。

第22条 支部に事務所を設け、役員を置くことができる。

第7章 会則の変更

第23条 本会則は総会において出席者の2／3以上の同意を得なければならない。

附 則

本会則は平成11年4月1日より施行する。

本会則の施行に関する細則は会長が別に定める。

本会則の改正は平成19年12月29日より施行する。

本会則の改正は平成20年8月15日より施行する。

本会則の改正は平成25年12月28日より施行する。

本会則の改正は平成28年12月29日より施行する。